

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、日本赤十字労働組合長岡支部から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

令和 8 年 4 月 3 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 要求事項

人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求

2 期 間

令和 8 年 4 月 11 日零時以降本問題の解決に至る期間

3 場 所

日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を単独にもしくは併用して実施する。
ただし、救急患者には対応する。